

新旧対照表

浦安市介護保険条例施行規則（平成12年規則第26号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特例居宅介護サービス費の額）</p> <p>第9条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（<u>特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第61条で定める費用を除く。</u>）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（<u>法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項又は法第69条第4項の規定が適用される場合にあつては100分の70、同条第5項の規定が適用される場合にあつては100分の60。次条及び第11条において同じ。</u>）に相当する額とする。</p> <p>（特例地域密着型介護サービス費の額）</p> <p>第9条の2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、<u>当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第65条の3で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</u></p>	<p>（特例居宅介護サービス費の額）</p> <p>第9条 法第42条第2項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、<u>痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として施行規則第61条各号に定める費用を除く。</u>）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特例居宅介護サービス計画費の額)</p> <p>第10条 法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。</p> <p>(特例施設介護サービス費の額)</p> <p>第11条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（<u>食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第79条で定める費用を除く。</u>）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</p> <p>(特例特定入所者介護サービス費の額)</p> <p>第11条の2 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額（法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。）から食費の負担限度額（同号に規定する食費の負担限度額をいう。）を控除した額及び当該居住又は滞在に要した費用について居住費の基準費用額（同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。）から居住費の負担限度額（同号に規定する居住費の負担限度額をいう。）を控除した額の合計額とする。</p> <p>(特例介護予防サービス費の額)</p> <p>第12条 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉</p>	<p>(特例居宅介護サービス計画費の額)</p> <p>第10条 法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。</p> <p>(特例施設介護サービス費の額)</p> <p>第11条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービス（<u>食事の提供を除く。</u>）について法第48条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（日常生活に要する費用として施行規則第79条各号に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額及び当該食事の提供について同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から標準負担額を控除した額とする。</p> <p>(特例居宅支援サービス費の額)</p> <p>第12条 法第54条第2項に規定する特例居宅支援サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（通所介護、通所リハビリテ</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第84条で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項又は法第69条第4項の規定が適用される場合にあつては100分の70、同条第5項の規定が適用される場合にあつては100分の60。次条において同じ。）に相当する額とする。</u></p> <p><u>（特例地域密着型介護予防サービス費の額）</u></p> <p>第12条の2 <u>法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として施行規則第85条の3で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</u></p> <p><u>（特例介護予防サービス計画費の額）</u></p> <p>第13条 <u>法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。</u></p> <p><u>（特例特定入所者介護予防サービス費の額）</u></p> <p>第13条の2 <u>法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額（法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。）から食費の負</u></p>	<p><u>一シオン、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として施行規則第84条各号に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。</u></p> <p><u>（特例居宅支援サービス計画費の額）</u></p> <p>第13条 <u>法第59条第2項に規定する特例居宅支援サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>担限度額（同号に規定する食費の負担限度額をいう。）を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額（同項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）から滞在費の負担限度額（同号に規定する滞在費の負担限度額をいう。）を控除した額の合計額とする。</u> <u>（特定入所者介護サービス費等の認定申請等）</u></p> <p>第14条 <u>要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）は、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給に係る認定を受けようとするときは、介護保険負担限度額認定申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を介護保険負担限度額認定決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（利用者負担額の減免申請等）</u></p> <p>第15条 <u>省 略</u></p> <p>2 <u>法第50条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする法第41条第1項に規定する要介護被保険者及び法第60条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者は、介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（別記第3号様式）にその理由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、承認又は不承認を決定し、その結果を、介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（別記第3号様式の2）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により承認の決定をしたときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険利用者負担額・免除認定証を交付するものとする。</u></p>	<p><u>（標準負担額の減額申請等）</u></p> <p>第14条 <u>法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）は、法第48条第2項第2号の規定による標準負担額の減額の認定を受けようとするときは、介護保険標準負担額減額申請書（別記第1号様式）を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による標準負担額の減額の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書（別記第2号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、標準負担額の減額の決定をしたときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険標準負担額減額認定証を交付するものとする。</u></p> <p><u>（利用者負担額の減免申請等）</u></p> <p>第15条 <u>同 左</u></p> <p>2 <u>要介護被保険者等が前項の規定による特例の適用を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（別記第3号様式）にその理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書（別記第2号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により特例の適用を決定したときは、当該決定に係る要介護被保険者等に対し、介護保険利用者負担額・免除認定証を交付するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(居宅介護サービス費等の支給申請等)</p> <p>第16条 要介護被保険者等は、法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、<u>法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費又は法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費</u>（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、<u>介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払用）</u>（別記第4号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）</u>（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費について同条第6項の規定を適用する場合、<u>法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費について同条第6項の規定を適用する場合、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費について同条第4項の規定を適用する場合、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費について同条第4項の規定を適用する場合、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費について同条第4項の規定を適用する場合、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費について同条第6項の規定を適用する場合若しくは法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費について同条第4項の規定を適用する場合又は法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費について浦安市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年浦安市規則第1号。以下「基準該当規則」という。）第2条</u></p>	<p>(居宅介護サービス費等の支給申請)</p> <p>第16条 要介護被保険者等は、法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第53条第1項に規定する居宅支援サービス費、法第54条第1項に規定する特例居宅支援サービス費、法第58条第1項に規定する居宅支援サービス計画費又は法第59条第1項に規定する特例居宅支援サービス計画費（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、<u>介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書（別記第4号様式）を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による居宅介護サービス費等の支給の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険給付費支給（不支給）決定通知書</u>（別記第5号様式）により当該要介護被保険者等に通知するものとする。</p> <p>3 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費について同条第6項の規定を適用する場合、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費について同条第4項の規定を適用する場合、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費について同条第5項の規定を適用する場合、法第53条第1項に規定する居宅支援サービス費について同条第4項で準用する法第41条第6項の規定を適用する場合若しくは法第58条第1項に規定する居宅支援サービス計画費について同条第4項で準用する法第46条第4項の規定を適用する場合又は法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費について浦安市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年浦安市規則第1号。以下「基準該当規則」という。）第2条第4項の規定を適用する場合、法第54条第1項第2号に係る<u>特例居宅支援サービス費</u>について基準該当規則第2条第4項の規定を適用する場合、法第47条第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4項の規定を適用する場合、法第54条第1項第2号に係る<u>特例介護予防サービス費</u>について基準該当規則第2条第4項の規定を適用する場合、法第47条第1項第1号に係る<u>特例居宅介護サービス計画費</u>について基準該当規則第3条第4項の規定を適用する場合若しくは法第59条第1項第1号に係る<u>特例介護予防サービス計画費</u>について基準該当規則第3条第4項の規定を適用する場合は、第1項の規定にかかわらず、居宅介護サービス費等の支給の申請を要しない。</p> <p>(<u>特定入所者介護サービス費等の支給申請等</u>)</p> <p>第16条の2 <u>要介護被保険者等は、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費、法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費及び法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書（別記第5号様式の2）により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給決定通知書（別記第5号様式の3）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費について同条第4項の規定を適用する場合及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費について同条第4項の規定を適用する場合は、第1項の規定にかかわらず、特定入所者介護サービス費等の支給の申請を要しない。</u></p> <p>(<u>居宅介護福祉用具購入費等の支給申請等</u>)</p> <p>第17条 <u>要介護被保険者等は、法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（別記第6号様式）により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書（別記第</u></p>	<p>1項第1号に係る<u>特例居宅介護サービス計画費</u>について基準該当規則第3条第4項の規定を適用する場合若しくは法第59条第1項第1号に係る<u>特例居宅支援サービス計画費</u>について基準該当規則第3条第4項の規定を適用する場合は、第1項の規定にかかわらず、居宅介護サービス費等の支給の申請を要しない。</p> <p>(<u>居宅介護福祉用具購入費等の支給申請</u>)</p> <p>第17条 <u>要介護被保険者等は、法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する居宅支援福祉用具購入費（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の支給を受けようとするときは、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（別記第6号様式）を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>居宅介護福祉用具購入費等の支給</u>の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険給付費支給（不支給）決定</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>6号様式の2)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(居宅介護住宅改修費等の支給申請等)</p> <p>第18条 要介護被保険者等は、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する<u>介護予防住宅改修費</u>の支給を受けようとするときは、<u>介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書</u>(別記第7号様式)により、<u>市長に申請</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不支給)決定通知書</u>(別記第7号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(高額介護サービス費等の支給申請等)</p> <p>第19条 要介護被保険者等は、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第1項に規定する<u>高額介護予防サービス費</u>の支給を受けようとするときは、<u>介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書</u>(別記第8号様式)により、<u>市長に申請</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書</u>(別記第8号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(高額医療合算介護サービス費等の支給申請等)</p> <p>第19条の2 要介護被保険者等は、法第51条の2第1項に規定する<u>高額医療合算介護サービス費</u>又は法第61条の2第1項に規定する<u>高額医療合算介護予防サービス費</u>の支給を受けようとするときは、<u>高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書</u>(別記第8号様式の3)により、<u>市長に申請</u>しなければならない。</p> <p>2 施行規則第83条の4の4第2項(施行規則第97条の2の2において準用する場合を含む。)の証明書は、<u>介護保険(保険給付)自己負担額証明書</u>(別記第8号様式の4)によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、高額</p>	<p><u>通知書</u>(別記第5号様式)により当該<u>要介護被保険者等</u>に通知するものとする。</p> <p>(居宅介護住宅改修費等の支給申請)</p> <p>第18条 要介護被保険者等は、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する<u>居宅支援住宅改修費</u>(以下「<u>居宅介護住宅改修費等</u>」という。)の支給を受けようとするときは、<u>介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書</u>(別記第7号様式)を、<u>市長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>居宅介護住宅改修費等の支給</u>の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険給付費支給(不支給)決定通知書</u>(別記第5号様式)により当該<u>要介護被保険者等</u>に通知するものとする。</p> <p>(高額介護サービス費等の支給申請)</p> <p>第19条 要介護被保険者等は、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第1項に規定する<u>高額居宅支援サービス費</u>(以下「<u>高額介護サービス費等</u>」という。)の支給を受けようとするときは、<u>介護保険高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書</u>(別記第8号様式)を、<u>市長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>高額介護サービス費等の支給</u>の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険給付費支給(不支給)決定通知書</u>(別記第5号様式)により当該<u>要介護被保険者等</u>に通知するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（別記第8号様式の5）により当該申請者に通知するものとする。</u> (保険料の徴収猶予及び減免の手続)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 市長は、条例第9条第1項の規定により保険料の徴収猶予の決定をしたときは、その旨を、<u>介護保険料徴収猶予決定通知書（別記第10号様式）</u>により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、条例第10条第1項の規定により保険料の減免の決定をしたときは、その旨を、<u>介護保険料減免決定通知書（別記第11号様式）</u>により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(要介護旧措置入所者に係る利用者負担額の減免の申請等)</u></p> <p>第2条 施行法第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者は、同項に規定する厚生労働大臣が定める割合の適用を受けようとするときは、<u>介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）</u>（別記第12号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、承認又は不承認を決定し、その結果を、<u>介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）</u>（別記第13号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により承認の決定をしたときは、当該決定に係る要介護旧措置入所者に対し、<u>介護保険利用者負担額減額・免除認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(特定負担限度額の認定)</u></p> <p>第5条 <u>要介護旧措置入所者は、施行法第13条第5項第2号に規定する厚生労働大臣が別に定める額の適用に係る認定を受けようとするときは、介護保険</u></p>	<p>(保険料の徴収猶予及び減免の手続)</p> <p>第20条 同左</p> <p>2 市長は、条例第9条第1項の規定により保険料の徴収猶予の決定をしたときは、その旨を、<u>介護保険料徴収猶予決定通知書（別記第10号様式）</u>により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、条例第10条第1項の規定により保険料の減免の決定をしたときは、その旨を、<u>介護保険料減免決定通知書（別記第11号様式）</u>により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する利用者負担の経過措置)</u></p> <p>第2条 施行法第13条の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者又は要介護被保険者である旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）は、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める割合の適用（以下「利用者負担額の減額・免除の経過措置」という。）を受けようとするときは、<u>介護保険利用者負担額減額・免除申請書（別記第12号様式）</u>を、市長に提出しなければならない。</p> <p>第3条 市長は、前項の規定による利用者負担額の減額・免除の経過措置の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険特定標準負担額減額、利用者負担減額・免除決定通知書（別記第13号様式）</u>により当該旧措置入所者に通知するものとする。</p> <p>第4条 市長は、<u>利用者負担額の減額・免除の経過措置をすることを決定したときは、当該決定に係る旧措置入所者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除認定証</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(特定標準負担額の減額)</u></p> <p>第5条 <u>旧措置入所者は、施行法第13条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が別に定める額の適用（以下「特定標準負担額の減額」という。）を受けよ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）</u>（別記第14号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>第6条 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）</u>（別記第15号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第7条 省 略 別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり 第2号様式 別紙のとおり 第3号様式 別紙のとおり 第3号様式の2 別紙のとおり 第4号様式 別紙のとおり 第5号様式 別紙のとおり 第5号様式の2 別紙のとおり 第5号様式の3 別紙のとおり 第6号様式 別紙のとおり 第6号様式の2 別紙のとおり 第7号様式 別紙のとおり 第7号様式の2 別紙のとおり 第8号様式 別紙のとおり 第8号様式の2 別紙のとおり 第8号様式の3 別紙のとおり 第8号様式の4 別紙のとおり 第8号様式の5 別紙のとおり 第10号様式 別紙のとおり</p>	<p>うとするときは、<u>介護保険特定標準負担額減額認定申請書</u>（別記第14号様式）を、市長に提出しなければならない。</p> <p>第6条 市長は、前項の規定による<u>特定標準負担額の減額</u>の申請を受けたときは、これを審査し、その結果を、<u>介護保険特定標準負担額減額、利用者負担減額・免除決定通知書</u>（別記第13号様式）により当該旧措置入所者に通知するものとする。</p> <p>第7条 市長は、<u>特定標準負担額の減額</u>をすることを決定したときは、当該決定に係る旧措置入所者に対し、<u>介護保険特定標準負担額減額認定証</u>を交付するものとする。</p> <p>第8条 同 左 別 記</p> <p>第1号様式 別紙のとおり 第2号様式 別紙のとおり 第3号様式 別紙のとおり</p> <p>第4号様式 別紙のとおり 第5号様式 別紙のとおり</p> <p>第6号様式 別紙のとおり</p> <p>第7号様式 別紙のとおり</p> <p>第8号様式 別紙のとおり</p> <p>第10号様式 別紙のとおり</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 1 号様式 別紙のとおり 第 1 2 号様式 別紙のとおり 第 1 3 号様式 別紙のとおり 第 1 4 号様式 別紙のとおり 第 1 5 号様式 別紙のとおり	第 1 1 号様式 別紙のとおり 第 1 2 号様式 別紙のとおり 第 1 3 号様式 別紙のとおり 第 1 4 号様式 別紙のとおり 第 1 5 号様式 別紙のとおり
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	